

6.0.3.6 条件付き容器のコード (Packaging Qualifying Codes)

容器の中には容器コードに続いて1つのコードが表示されるものがある。これらのコードは以下のことを意味している。

6.0.3.6.1

容器コードの後に続く“V”という意味は、6.3.1.2の要件に適合する「特別容器」(Special Packaging)を意味している。

容器コードのあとに“U”という文字は、6.5.2の要件に適合する病毒を移しやすい物質に使用する「特別容器」を意味している。

6.0.3.6.2

容器コードの後に続く“W”という文字は、その容器の種類は、容器コードによって表示されるものと同じであるが、6.2の規格と異なる規格によって製造された6.0.1.3の要件に等しく適合しているとみなされることを意味している。

6.0.3.6.3 容器コードの後に続く“T”という意味は、5.0.1.6、6.0.6および6.7の要件に適合する「回収容器」を意味する。

(6.0.3.6.1内の説明で“V”についての意味合い6.3.1.2は以下の内容)

6.3.1.2 試験の適用免除 (Exemption from Testing)

物品または個体、あるいは液体のいかなる型式の内装容器も、以下の条件を満たす場合、試験を行うことなく外装容器に収納し輸送に供することができる。

6.3.1.2.1

外装容器は、液体を含む例えばガラスのような脆弱な内装容器を収納し、6.3.3に従い、包装等級Iの落下試験に合格していなければならない。

6.3.1.2.2

内装容器の合計総重量(内容物を含む)は上記6.3.1.2.1の落下試験に供された内容容器(内容物を含む)の総重量の1/2を超えてはならない。

6.3.1.2.3

内装容器相互間及び内装容器と外の容器の間に入れられている緩衝材の厚さは、原試験に供された容器内のそれらの厚さを下回らないこと。原試験に供された包装物が単一種類の内装容器より成る場合は、内装容器相互間の緩衝材の厚さが原試験に供された包装物の内装容器と外の容器間の緩衝材の厚さより少ないこと。落下試験に供された包装物の内装容器に比較して、内装容器の寸法が小さく、または内装容器の数が少ない場合は、空隙を埋めるために十分な量の追加緩衝材を使用しなければならない。

6.3.1.2.4

外装容器は空の状態です。6.3.6 に規定されている積み重ね試験に合格したものでなければならない。積み重ね試験に使用される同一の包装物の合計量は、上記 6.3.1.2.1 の落下試験に供された包装物の内装容器の合計重量に基づくものでなければならない。

6.3.1.2.5

液体を収納している内装容器は、その収納液体の全量を吸収するに足る十分な量の緩衝材で完全に包まなければならない。

6.3.1.2.6

液体を収納する内装容器を非防濡型の外装容器に入れる場合、または個体物質を収納する内装容器を非粉末防濡型の外装容器に入れる場合は、それら液状または固体状の物質が流出しないように防濡型内張り、プラスチック袋、その他同等の効果を持つ流出防止手段方法を講ずること。液体を収納する容器については、6.3.1.2.5 で要求される吸収剤を液体内容物流出防止手段の内側にいれなければならない。

6.3.1.2.7

液体を収納する内装容器は、5.0.2.9 に従わなければならない。

6.3.1.2.8

容器は 6.0.4 に基づき、組み合わせ容器包装に対する様相等級 I の性能試験が行われた旨のマーキングをしなければならない。キログラム(kg)単位でマーキングされる総重量は、外装容器の重量と 6.3.1.2.1 関連の落下試験で使用された内装容器の半分をたしたものでなければならない。さらに 6.0.3.6.1 に記載されたような“V”の記号を追記しなければならない。

